

# 山形県立保健医療大学大学院博士論文審査要綱

平成 29 年 2 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山形県立保健医療大学学位規程第 16 条の規定に基づき、山形県立保健医療大学大学院における博士論文審査に関し必要な事項を定める。

(博士論文の提出)

第 2 条 博士論文を提出することができる者は、所定の授業科目について所定の単位を修得した者又は修得見込みの者かつ博士論文の内容に関して査読付の学術論文誌に掲載又は掲載受理された者とする。

2 博士論文の審査を受けようとする者は、博士論文審査願（別紙様式第 1 号）に博士論文（別紙様式第 2 号）及び博士論文要旨（別紙様式第 3 号）を添え、主研究指導教員の承認を受けて研究科長に提出するものとする。

3 博士論文の提出期限は、12 月 10 日とする。

(博士論文審査委員)

第 3 条 博士論文審査委員（以下「審査委員」という。）は、学生の博士論文 1 編につき主査 1 名及び副査 2 名とする。また、その選任に関しては、別途定める。

(博士論文の審査及び試験)

第 4 条 博士論文の審査及び試験は、審査委員が主査の総括の下に行うものとする。

2 博士論文の審査及び試験の成績の評価は、合格又は不合格とする。

(審査結果及び成績の報告)

第 5 条 審査委員は、博士論文の審査及び試験の成績を博士論文審査及び試験結果報告書（別紙様式第 4 号）により、研究科委員会博士後期課程研究担当部会が指定する 2 月下旬の日までに研究科長に報告するものとする。

(博士論文の保管等)

第 6 条 博士論文は、当該分野において製本し、山形県立保健医療大学附属図書館において保管するものとする。そのほか、国立国会図書館へ納本するものとする。

2 保管期間は、永年とする。

(その他)

第 7 条 第 2 条第 3 項の規定において、提出すべき日又は報告すべき日が山形県立保健医療大学大学院学則第 8 条第 1 項第 1 号に規定する休業日に該当するときは、休業日の翌日をもってその日とみなす。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

主研究指導教員承認印

年 月 日

山形県立保健医療大学大学院  
保健医療学研究科長 殿

年度入学〔学籍番号 〕  
保健医療学専攻 博士後期課程 分野  
氏 名

印

博 士 論 文 審 査 願

山形県立保健医療大学学位規程及び山形県立保健医療大学大学院博士論文審査要綱の規定により、下記題目の博士論文及び博士論文要旨を提出しますので、審査をお願いします。

記

論文題目

博士論文様式

- 1 ワープロ等を利用して、A4判の用紙に記載すること。
- 2 装丁は、分野で指定されたものを用いること。表紙には題目名と氏名を記載すること。
- 3 次の事項を記載した用紙を裏表紙見返しに貼付すること。

博 士 論 文

題 目

氏 名

年度入学〔学籍番号 〕

山形県立保健医療大学大学院保健医療学研究科  
保健医療学専攻 博士後期課程 分野

主研究指導教員

年 月 日受領

## 博士論文要旨

保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士後期課程 分野		年 月 日入学	
学籍番号		年 月 日修了予定	
氏名		主研究指導教員	
論文題目			

※査読付の学術論文誌への投稿及び採択状況について確認できる書類を添付すること。

年 月 日

山形県立保健医療大学大学院  
保健医療学研究科長 殿

博士論文審査委員

主 査 \_\_\_\_\_ ㊟

副 査 \_\_\_\_\_ ㊟

副 査 \_\_\_\_\_ ㊟

博士論文審査及び試験結果報告書

下記の者に対する博士論文の審査及び試験の結果を次のとおり報告します。

記

年度入学	学籍番号	学 生 氏 名	
保健医療学研究科 保健医療学専攻 博士後期課程	分野	主研究指導教員	
論 文 題 目			
成 績 評 価			
審 査		試 験	

(規格 A4)

(次頁に続く)

新規性・有効性

信頼性

論文構成	問題設定	研究方法	結果	考察	結論	引用文献	口頭試問

評価：A（優）      B（良）      C（可）      D（不可）

総評

主査 \_\_\_\_\_ 副査 \_\_\_\_\_